

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成24年3月1日（木）

厚生労働省社会・援護局（援護）

資 料 目 次

	頁
第1 平成24年度社会・援護局援護関係予算案について -----	1
第2 昭和館・しょうけい館の入館促進について -----	2
第3 戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について -----	3
第4 中国残留邦人等に対する支援について -----	5
第5 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止について -----	3 4
第6 遺骨帰還等慰霊事業について -----	3 7
第7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について -----	4 1
第8 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求促進等について -----	4 2
第9 援護年金に係る受給権調査等について -----	4 5
第10 旧陸海軍関係恩給進達事務等について -----	4 6
第11 旧令共済組合員に関する履歴証明等について -----	4 7
第12 旧ソ連抑留者等の資料調査について -----	4 8

参 考 資 料 目 次

	頁
第1 平成24年度予算(案)事項別内訳	(援 護 企 画 課) 5 1
第2 平成24年度援護関係主要行事予定表(案)	(") 5 4
第3 昭和館について	(") 5 5
第4 しょうけい館について	(") 5 6
第5 戦傷病者特別援護法関係統計表	(") 5 7
第6 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針(概要)	(") 5 8
第7 中国残留邦人等の数	(中国孤児等対策室) 6 6
第8 中国残留邦人等に対する支援策のフローチャート	(") 6 7
第9 中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター 及び中国帰国者支援・交流センター一覧	(") 6 8
第10 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移	(") 6 9
第11 特定中国残留邦人等に対する一時金の支給について	(") 7 0
第12 一時金申請から年金額改定までの流れ	(") 7 1
第13 地域別戦没者概見図	(外 事 室) 7 2
第14 平成23年度戦没者遺骨帰還・慰霊巡拝等実施状況	(") 7 3
第15 平成24年度戦没者遺骨帰還・慰霊巡拝等実施予定地概見図	(") 7 5
第16 都道府県別DNA鑑定結果	(") 7 6
第17 戦没者遺骨の伝達実績	(") 7 7
第18 平成24年度の援護年金額	(援 護 課 ・ 審 査 室) 7 8
第19 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第九回特別弔慰金) 請求受付状況について	(") 7 9
第20 戦傷病者等の妻に対する特別給付金(第十三回、二十五回特別給付金) 請求受付状況について	(") 8 0
第21 都道府県別援護年金受給者数	(審 査 室) 8 2
第22 旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表	(業 務 課) 8 3
第23 援護関係資料の国立公文書館への移管について	(") 8 5
第24 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表	〔中国孤児等対策室〕 8 6 〔調 査 資 料 室〕
第25 旧ソ連抑留者登録カードによる抑留中死亡者特定数	(調 査 資 料 室) 8 7

說 明 資 料

第1 平成24年度社会・援護局援護関係予算案について

【23年度予算】

【24年度予算案】

42,340百万円

→

38,222百万円※

※社会・援護局（援護）計上分 29,025百万円

※社会・援護局（社会）計上分 9,196百万円

1 援護年金

27,060百万円 → 23,370百万円
(受給人員 14,531人 → 12,463人)

2 戦没者慰霊事業等の推進

2,291百万円 → 2,154百万円

うち、旧ソ連地域の慰霊事業等

141百万円 → 260百万円

※遺骨帰還関係経費55百万円→111百万円、身元特定作業経費58百万円→109百万円、
慰霊巡拝関係経費17百万円→18百万円、慰霊碑維持管理等経費11百万円→22百万円

うち、平和を祈念するための硫黄島特別対策事業 1,160百万円 → 982百万円

※遺骨帰還関係経費1,110百万円→932百万円、慰霊巡拝関係経費50百万円→50百万円

(1) 遺骨帰還等 1,766百万円 → 1,567百万円

(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 283百万円 → 283百万円

(3) 全国戦没者追悼式挙行経費 133百万円 → 135百万円

3 中国残留邦人等の援護等

11,235百万円 → 11,190百万円

(1) 中国残留邦人等に対する支援 11,038百万円 → 10,924百万円

※上記のほか、職業安定局で生活支援と連動した職業相談に係る経費23百万円を計上

(2) 戦没者等援護関係資料の整備 197百万円 → 265百万円

※百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

第2 昭和館・しょうけい館の入館促進について

昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設である。常設展示室で実物資料の展示等を行うとともに、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等についても併せて行っている。また、特別企画展を毎年開催している。

さらに、毎年関係都道府県等の協力の下、地方での巡回特別企画展を開催している。平成24年度は富山県及び京都府で開催を予定している。

しょうけい館は、戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集、保存し、展示することにより、後世代にその労苦を伝えることを目的として、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設である。昭和館と同様に常設展示室での展示や、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行っている。

厚生労働省としては、両館の情報を厚生労働省ホームページ等へ掲載し、両館の来館者の増加に努めているが、今後とも様々な機会を捉えて全国に広報を行う予定である。都道府県及び市区町村でも、小中学生等の来館が促進されるよう、教育部門との連携等について配慮いただきたい。

第3 戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について

(1) 概要

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（以下「戦後強制抑留者特別措置法」という。）は、参議院総務委員長提案の議員立法であり、平成22年6月16日成立し、同日公布・施行された。具体的な規定内容は以下のとおり。

① 特別給付金の支給

戦後ソ連又はモンゴルに強制抑留された者で、施行日に日本国籍を有するものには、独立行政法人平和祈念事業特別基金（総務省所管）が、帰還時期の区分に応じて25万円～150万円の特別給付金を支給。（請求期限平成24年3月末）

② 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定・公表

政府は、戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給により対処する以外のものに対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置を総合的に行うための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を昨年平成23年8月5日（金）に閣議決定し、同日、公表。

規定された具体的な項目は以下のとおり。

ア 強制抑留の実態調査等に関する基本的方向

イ 強制抑留下で死亡した戦後強制抑留者についての調査（その埋葬された場所についての調査を含む。）

ウ 強制抑留下で死亡した戦後強制抑留者の遺骨及び遺留品についてのその収集及び本邦への送還その他の必要な措置

エ イ又はウに掲げる措置と併せて行う戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

オ 戦後強制抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した戦後強制抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項

カ 強制抑留の実態調査等として行う措置のうちイ～オに規定するもの以外のものの実施に関する基本的事項

キ 強制抑留の実態調査等についての地方公共団体及び戦後強制抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者との連携に関する基本的事項

ク その他強制抑留の実態調査等に関する重要事項

(2) 基本方針に基づく取組について

今後、厚生労働省としては、この基本方針に基づき、

- ・ 抑留中死亡者に関する資料の特定のための資料の収集、特定
(70万枚の登録カードと日本側資料との照合調査等)
- ・ 抑留中死亡者に関する資料等の国立公文書館への移管
- ・ 遺骨帰還事業、DNA鑑定
- ・ 戦没者遺族を中心とした慰霊巡拝
- ・ 旧ソ連地域・モンゴルでの海外慰霊碑の建立・管理

等の事業を実施していくこととしており、関係省庁と連携し、民間団体等の協力も得つつ、戦後70周年を迎える平成27年度に向けて、抑留中死亡者特定のための資料調査、遺骨帰還事業等を進めていくことにしている。

(詳細は参考資料を参照ください。)

第4 中国残留邦人等に対する支援について

- 中国残留邦人等に対しては、平成19年度に改正された「中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」（以下「支援法」という。）により、平成20年4月から、満額の老齢基礎年金等の支給、支援給付の実施及び地域での生活支援等を柱とする新たな支援策を開始し、平成24年度は5年目を迎える。
- 各都道府県の協力により、支援策は順調に浸透しつつあるが、地域によっては、必要とする支援が受けられない事例もみられる。このため、都道府県には、中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、支援・相談員の配置、需要に応じた地域での日本語教室や自立支援通訳等派遣事業など、きめ細かな運用が図られるよう、引き続き創意工夫ある取組をお願いしたい。

具体的な項目としては、

- I 支援給付について
 - 1 支援給付制度について
 - 2 現状と今後の取り組み
- II 支援給付施行事務監査について
 - 1 現状の取り組み
 - 2 平成24年度の取り組み
- III 中国残留邦人等地域生活支援事業について
 - 1 地域生活支援事業のポイント
 - 2 中国残留邦人等支援に係る主な論点
 - 3 支援・相談員について
 - 4 自立支援通訳について
 - 5 公営住宅の住み替えについて
 - 6 支援策の取組事例

I 支援給付

<支援給付制度について>

- 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及びその配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとしている。

<現状と今後の取り組み>

- 支援給付受給者数 平成23年11月末現在（福祉行政報告例）
4,718世帯 7,297人
- 支援給付受給者は、高齢者の構成となることから、
 - ・ 介護保険法に定める要介護（支援）の状態と考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問等により、要介護認定申請が検討されているか
 - ・ 必要な生活環境等の整備のための介護保険や障害者自立支援給付などの制度活用は図られているか
 - ・ 配偶者の年金等の受給の可否が検討されているかといった視点で支援を図るようお願いしたい。

<1 実施要領等の改正>

- 上記の支援給付制度の趣旨に鑑み、その実施に当たっては、
 - ・ 二世等と同居しても支援給付を受給できるよう二世世帯の収入認定の緩和などの見直しを図ってきたところである。
- 来年度の実施要領等の改正については、生活保護制度と同様に基準等を次のとおり改正する。
なお、生活保護制度の改正事項等の詳細については、当局保護課の主管課長会議資料を参照願いたい。

- ① 児童手当法の改正に伴う対応
- ② 生業扶助の技能習得費（高等学校等就業費を除く。）及び出産扶助（施設分べん）については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施する予定
- ③ 生活扶助一般基準は据え置き

○ 支援給付制度の見直しについては、これまでに地方自治体から様々な御提言をいただいたところ、検討の結果、支援法の改正は実施しないこととし、一方で今後も支援給付受給者が安心して生活を送れるよう、地方自治体の御提言を踏まえ、運用改善で速やかに実施できるものは実施して参りたいので、改正の必要性を検討する必要がある事項については厚生労働省へ連絡願いたい。

＜２ 年金額等の引き下げに伴う留意点について＞

- 平成２４年４月から老齢基礎年金等の公的年金の支給額が０．３％引き下げられることとなる。これを受け、支援給付受給者が受給する年金額が平成２４年６月支給分から引き下げられることから、次の点に留意願いたい。
 - ・ 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の月額が引き下がることにより、控除額の変更を要すること。
 - ・ 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の額を超える公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。
 - ・ 特定中国残留邦人等の配偶者に支給される公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。

○ なお、収入認定の際には、支援給付受給者の年金振込通知等により金額を確認すること。

（参考）国民年金（老齢基礎年金（満額）：１人分）

（平成２３年度（月額））	（平成２４年度（月額））
６５，７４１円	→ ６５，５４１円（△２００円）

○ また、現在支給されている年金は、過去、物価下落にもかかわらず、年金額を据え置いている特例水準であり、平成２４年度から平成２６年度までの

3年間で特例水準を解消することが検討されており、法案が成立すれば、平成24年10月分が支払われる12月の支払から老齢基礎年金等の公的年金の支給額が更に0.9%引き下がる予定なので留意すること。

＜3 電子レセプトを活用したレセプト点検について＞

- 平成23年度より本格運用している電子レセプトを活用することにより、医療券の有効性や医療支援給付受給者の確認を行う資格点検及び当該受給者ごとのレセプト抽出（紐付）による診療内容の横覧点検、縦覧点検が、これまでの紙レセプトに比べ格段に効率化されたところであり、地方自治体におかれては、引き続き実効性のあるレセプト点検を実施願いたい。

＜4 後発医薬品の周知について＞

- 平成24年度予算案において、医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、医療支援給付においても支援給付費の約半分を占めているところであり、後発医薬品の一層の使用促進を図る必要がある。

そこで、医療支援給付については、支援給付受給者へ後発医薬品の効能・安全性及び医療全体で使用促進している状況等について支援給付の実施機関から支援給付受給者へ説明し、後発医薬品の服用についてご理解を求めるよう周知願いたい。

具体的な説明は、別途送付予定の「後発医薬品のしおり」を用いて、支援・相談員から懇切丁寧にご説明願いたい。

＜5 支援給付受給者の本人確認証の更新について＞

- 支援給付受給者の本人確認証の交付については、原則として、平成20年度から2年ごとに発行をお願いしている。

そこで、平成24年度は、更新の時期となるので、支援給付受給者に更新の時期について周知し、事務処理を願いたい。

- なお、更新にあたっては、「支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証の交付について」（平成20年3月31日付け社援企発第0331004号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知）別添の要領を参照願いたい。

＜6 海外渡航時の届出の周知について＞

- 平成22年度においては、海外渡航を行う場合の申請書での届出は、煩雑で面倒であることから手続きを簡素化してほしいとの要望を受け、電話での届出でも可能とし、制度の改善を図ってきたところ。

- 従来より、海外渡航の手続きについては、実施機関の協力を得て支援給付受給者に説明を行い理解を得るよう努めてきたところ、支援給付受給者によっては、無届で海外渡航を行ったり、予定していた期間を過ぎても連絡のないまま2ヶ月を過ぎる者が散見される状況にある。

こうした状況について改善が図られるよう担当職員並びに支援・相談員は、普段から

- ① 海外渡航前に実施機関へ届出を行うこと。
- ② 海外渡航後、やむを得ない事情で渡航期間が2ヶ月を超えてしまうような場合は、必ず実施機関へ連絡を行うこと。

を懇切丁寧に支援給付受給者に説明し、届出を徹底させるよう努めること。

- また、実施機関が認めた目的以外の目的での海外渡航や、やむを得ない理由もなく海外渡航が2ヶ月を超えてしまった場合などは、渡航にかかった費用（交通費や宿泊費）を収入として認定したり、支援給付を停止または廃止することがあることを事前に支援給付受給者へ説明し、理解を得ること。

なお、やむを得ない理由もなく2ヶ月を超えた場合には、実施機関は海外渡航の取扱いに基づき処理を行うようお願いする。

＜ 7 稼働年齢層の配偶者に対する就労支援 ＞

永住帰国後、二世と同年齢程度の配偶者と結婚し、夫婦世帯として支援給付を受給している世帯が見受けられる。

- これまで、支援給付受給者には、就労指導は原則行わないこととしてきたところであるが、地方自治体から何ら就労阻害要因もない者に対し、就労指導を行わないことは国民からの理解が得られないため就労指導ができるよう改正してほしいとの要望が出されている。
- そこで、二世と同年齢程度の比較的若年の配偶者には、同年代の職場の同僚達と触れ合うことによって言葉や生活習慣の違いを少しでも早い時期に払拭し、ゆとりある生活を送ることができるよう、特段の就労阻害要因もなく客観的に見て就労可能な配偶者（二世と同年齢程度の配偶者）に対しては、本人の意向等を考慮した必要な就労支援が行えるよう現行の支援策問答集を追加修正する。

Ⅱ 支援給付施行事務の監査

＜現状の取り組み＞

- 平成21年度より支援給付施行事務監査を都道府県・指定都市の協力を得て実施し、これまで51都道府県・指定都市、54実施機関の实地監査を実施した。

＜平成24年度の取り組み＞

- 監査実施4年目に当たる平成24年度は、都道府県・指定都市本庁が行う实地監査では、これまで实地監査を行っていない実施機関の全てに対して実施することになるので、計画的に行うようお願いしたい。
- 平成23年度の实地監査結果では、
 - ① 課税調査が適切に実施されていない事例
 - ② 1年以上の長期にわたり家庭訪問が実施されず、生活実態等の把握されていない事例
 - ③ 海外渡航の取扱いが不適切な事例
 - ・ 海外渡航の目的や期間を確認していない
 - ・ 2ヶ月超の海外渡航の適否について、組織的に検討されていないなどの指摘が多く認められたので、平成24年度に都道府県・指定都市本庁が行う实地監査では、同様の問題があると認められる実施機関に対し、支援給付の適正実施の確保に努めるよう指導願いたい。

＜1 厚生労働省が実施する監査＞

（1）平成24年度における監査計画等

- 平成24年度の实地監査は、平成21年度から平成23年度までに实地監査を実施していない18の都道府県・指定都市を予定している。
- 日程等は、各都道府県・指定都市から提出された事前協議資料に基づき調整等を行い、实地監査に入る実施機関を決定し、4月中にお知らせしたいと考えている。

(2) 支援給付施行事務監査資料

- 支援給付施行事務監査資料は、様式が確定し次第通知するので、変更後の様式で、監査実施通知に記載された期限までに提出するようお願いしたい。

(3) 監査関係提出資料等

- 事前協議資料：平成24年4月10日提出（予定）
- 都道府県・指定都市が実施した監査結果報告：平成24年5月末提出
- 支援給付施行事務監査資料：実地監査対象地は監査日2週間前提出
書面監査対象地は決定し次第連絡する

※ 提出期限については遵守願いたい。

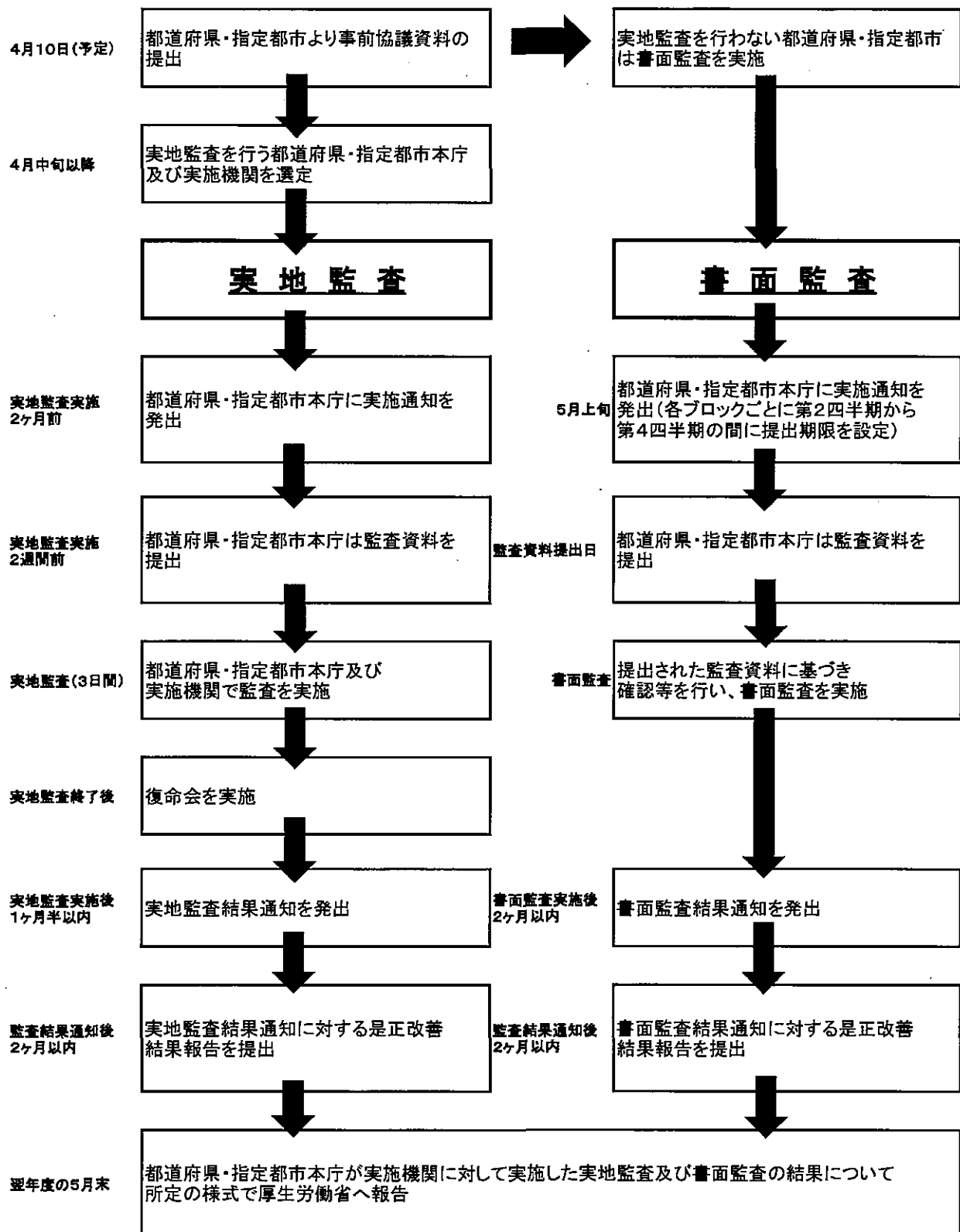
(4) 平成23年度の監査結果

- 平成23年度は、18都道県市で実地監査を実施し、それ以外の府県市については書面監査を実施している。
- 厚生労働省が実施した監査で問題点の多かった事項など全般的な状況を本年5月中にとりまとめ、示したいと考えているので、来年度以降の都道府県・指定都市本庁が行う監査等の参考としていただきたい。

<2 支援給付適正実施推進事業>

- 支援給付適正実施推進事業（セーフティネット支援対策等事業）については、平成21年度から生活保護適正実施推進事業と分離して実施しているので、平成24年度についても、支援給付にかかる経費については、支援給付適正実施推進事業として協議願いたい。

(参考1)厚生労働省が実施する支援給付施行事務監査の1年の流れ



(参考2) 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要

1 実地監査について

(1) 監査事前打ち合わせ会

- ・ 各支援給付実施機関から本庁へ提出された資料に基づきヒアリング等を行う
- ・ 今年度に実地監査を行う実施機関の調整を行う

(2) 監査対象実施機関の選定

- ・ 管内実施機関の動向、前年度実施した指導監査結果報告書等を参考に実地監査対象実施機関を選定
- ・ 監査計画(案)を作成の上、上司と協議するなどして決定

(3) 監査実施通知の発出

- ・ 監査実施通知を作成し、実地監査対象実施機関へは監査2ヶ月前までに通知

(4) 事前準備

- ・ ヒアリング資料の作成
- ・ 事前に実施機関から中国残留邦人等の世帯種別ケース番号一覧表の資料を徴収し、ケース検討予定表を作成
- ・ ケース検討数は10ケースを目途とし、10ケースに満たない場合は、すべてのケースについて検討を行う

(5) 指導監査の実施

- ・ 「支援給付施行事務監査にかかる資料」に基づきヒアリングを実施
- ・ ケース検討を実施
- ・ ケース検討の確認(文書指示、口頭指示等の整合性、未記載事項の確認を行い、訂正等があれば必ずケース担当者へ連絡)
- ・ 必要に応じて実地調査を実施
- ・ ケース検討票の集計
- ・ 集計後、講評原稿の作成
- ・ 実施機関講評前打合せ(実施機関側との意見調整を行う)
- ・ 実施機関講評(是正改善内容は具体的に説明するよう努める)

＜各実施機関で整理しておく必要がある帳簿類＞

- ・ 面接受付簿
- ・ 面接相談記録簿
- ・ 支援給付申請受理簿
- ・ 課税調査結果の処理に関する記録
- ・ 返還金、徴収金に関する収入整理簿、債権管理簿
- ・ 医療券交付処理簿
- ・ 通院台帳、頻回受診者指導台帳
- ・ 移送費管理記録簿
- ・ 介護券交付処理簿
- ・ 介護給付費公費受給者別一覧表 等

(6) 監査結果報告書、復命会

- ・ 監査結果報告書（復命書）を作成し、復命会を開催
- ・ 復命会では評価事例、先進事例も紹介し、他の実施機関にも監査等を通じて紹介できるようにする

(7) 監査結果通知

- ・ 復命会終了後、速やかに実施機関へ通知（監査日より1ヶ月半以内が目安）
- ・ 是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる

(8) 是正改善結果報告

- ・ 是正改善事項があった場合は、改善状況を審査
- ・ 改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導

(9) 指導台帳の整理

- ・ 当該年度に実施した監査結果を整理

2 書面監査について

(1) 監査実施通知の発出

- ・ 実地監査を実施しない実施機関に対し、資料提出日の2ヶ月前までに書面監査の監査実施通知を発出し、監査資料の提出期限を知らせる

(2) 指導監査の実施

- ・ 実施機関より提出された監査資料の内容確認
- ・ 必要に応じて電話等での聞き取りを行う

(3) 監査結果報告書の作成

- ・ 監査結果報告書を作成し、実施機関に対する指導指示事項について、組織決定をする

(4) 監査結果通知

- ・ 監査結果報告書作成後、速やかに実施機関へ通知する（提出期限より2ヶ月以内が目安）
- ・ 是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる

(5) 是正改善結果報告

- ・ 是正改善事項があった場合は、改善状況を審査
- ・ 改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導

(6) 指導台帳の整理

- ・ 当該年度に実施した監査結果を整理

3 監査結果報告の提出

- ・ 実地及び書面監査の結果について、翌年度5月末までに、所定の様式において厚生労働省へ報告を行う